

令和 4 年 8 月 1 日

関係各位

鹿屋市高齢福祉課長

要介護（要支援）認定申請の新規申請における留意事項について（お願い）

要介護（要支援）認定の代行申請における申請書の作成においては、これまで被保険者の情報を丁寧に記載いただき感謝申し上げます。

申請後は、介護認定調査員が被保険者の自宅等を訪問して認定調査を行います。正確な認定調査を実施するためには、本人の心身の状況や既往歴・家庭状況や関係者に関する情報など、多くの情報を集めることが必要となります。

特に新規申請においては情報が不足していることから、次に示した例を参考に認定調査連絡票（申請書裏面）の「7 その他調査時に留意すべき事項等」に必要な事項を記入していただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。

■「7 その他調査時に留意すべき事項等」に記入をお願いしたい内容（例）

- ①介護保険のサービスを利用する必要があると判断した理由
- ②過去の病歴や現在治療を行っている病気やケガの状況
- ③耳が遠い、認知症状が見られる・本人は病気のことを知らないなど
- ④日内変動が見られる病気の有無

※「7 その他調査時に留意すべき事項等」の記載内容が不足している場合は、窓口受付時に追記をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。